

**新潟県人事行政の運営等の状況について（公告）**

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）第2条及び第3条の規定に基づき各任命権者及び人事委員会から報告を受けたので、第4条の規定により、令和3年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

令和4年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

## 人事行政の運営等の状況

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）第4条の規定により、令和3年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

### 公表の経緯及び趣旨

平成16年8月1日に地方公務員法の一部が改正され、地方公共団体は、人事行政の運営等の状況を住民に公表することが義務付けられました。

これは、公表によりその公正性・透明性を高めることを目的とするものです。

新潟県では、この法律改正に基づき、平成17年4月1日に「新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政の運営等の状況に関し、各任命権者※から知事に報告する項目や公表の時期、方法等を定めました。

知事は、毎年9月30日までに各任命権者からの報告を取りまとめ、人事行政の運営状況の概要と人事委員会から報告される業務の状況を併せて公表することとしています。

※任命権者・・・知事、教育委員会、県警察本部長、公営企業管理者、行政委員会等で、職員の任命、休職、免職、懲戒等を行う権限を有するものをいう。

## I 人事行政の運営状況の概要

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 任免の状況

令和3年度（R3.4.1～R4.3.31）の状況は、全体で退職者1,874人、採用者1,587人となっており、退職が287人上回っています。

#### ① 退職者の状況

区 分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
定年退職	172	141	40	647	57	1,057
普通退職	41	219	8	193	38	499
勸奨退職	28	39	2	90	6	165
死亡退職	1	4	1	11	2	19
その他	53	27	0	4	50	134
合 計	295	430	51	945	153	1,874

#### ② 採用者の状況

区 分		事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
競争試験	一般職員	43	63	0	0	0	106
	短大卒	0	0	0	0	0	0
	高校卒	23	6	0	0	0	29
	警察官	0	0	0	0	127	127
選考	教育職員	0	0	0	397	0	397
	割愛※	8	10	0	135	31	184
	その他	115	301	27	267	34	744
合 計		189	380	27	799	192	1,587

※割愛・・・人事交流等により、県の職員が国や他の地方公共団体等の職員となるために退職すること又は国や他の地方公共団体等の職員を引き続き県の職員として採用することをいう。

## (2) 職員数に関する状況

(各年度4月1日現在)

部 門	職 員 数		増員数	減員数	差 引	主な増員理由	主な減員理由	
	3 年 度	4 年 度						
一 般 行 政	議 会	35	35	0	0	0		
	総務企画	824	842	102	△ 84	18	教育庁から文化行政部門の移管等	業務執行方法の見直し等
	税 務	274	264	3	△ 13	△ 10	欠員補充による増加等	業務執行方法の見直し等
	民 生	524	527	33	△ 30	3	児童相談所の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	衛 生	681	677	39	△ 43	△ 4	新型コロナウイルス感染症対策業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	労 働	88	86	3	△ 5	△ 2	欠員補充による増加等	業務執行方法の見直し等
	農林水産	1,561	1,526	80	△ 115	△ 35	生産振興業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	商 工	234	234	12	△ 12	0	観光企画業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	土 木	1,313	1,276	23	△ 60	△ 37	欠員補充による増加等	災害復旧業務の進捗等
小 計	5,534	5,467	295	△ 362	△ 67			
特 別 行 政	教 育	14,340	14,109	148	△ 379	△ 231	児童・生徒数増に伴う教職員の増等	児童・生徒数減に伴う教職員の減等
	警 察	4,763	4,772	9	0	9	警察官の欠員補充による増加等	
	小 計	19,103	18,881	157	△ 379	△ 222		
公 営 企 業	病 院	3,537	3,502	38	△ 73	△ 35	診療体制の充実等	診察体制の見直し等
	下 水 道	35	35	0	0	0		
	そ の 他	177	178	2	△ 1	1	欠員補充による増加等	休業等代替職員の減等
	小 計	3,749	3,715	40	△ 74	△ 34		
合 計	28,386	28,063	492	△ 815	△ 323			

※ 職員数は一般職に属する職員の数です。県職員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

## 2 職員の人事評価の状況

- 地方公務員法に基づき、任命権者ごとに、一般職の職員を対象に人事評価を実施しています。
- 評価の結果は給与、任用等人事管理の基礎として活用しています。

	人事評価の項目 評価の基準	評価期間	評価の手順
知事部局 病院局 企業局 議会事務局 各行政委員(会) 教育委員会 警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実績評価及び能力評価の2面で評価を実施※1</li> <li>○実績評価：評価者は、被評価者が設定した目標等に基づき、被評価者が職務を遂行するにあたり挙げた実績を評価</li> <li>○能力評価：評価者は、あらかじめ設定された評価項目ごとに、被評価者が職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価</li> <li>○実績評価及び能力評価ともに5段階の絶対評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4月1日より翌年3月31日※2</li> <li>○年2回(前期：4月1日～9月30日、後期：10月1日～翌年3月31日)評価を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人事評価の項目、評価の基準をあらかじめ職員に明示</li> <li>○被評価者は期首に目標を設定</li> <li>○被評価者は期末に自己評価を実施し評価者に報告</li> <li>○評価者は被評価者の自己評価も踏まえ評価を実施</li> <li>○評価者は被評価者に対して評価結果を原則開示※3</li> <li>○評価結果に対する苦情処理の仕組みを設置</li> </ul>

※1 県立学校及び市町村立学校に勤務する教員並びに市町村立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員は、実績評価、能力評価に加えて意欲評価を実施。

警察本部は、実績評価を業績評価という。

※2 警察本部は10月1日より翌年9月30日

※3 警察本部は原則非開示

### 3 職員の給与の状況

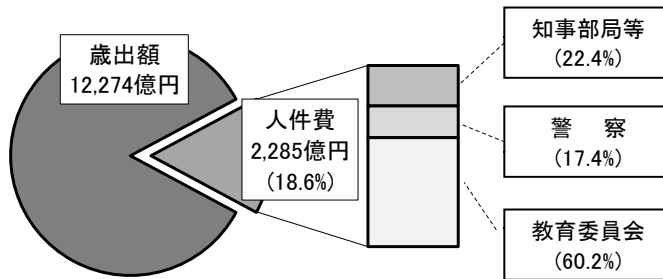
#### (1) 給与決定のしくみ

職員の給与は、県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に基づき、県議会の審議を経て条例で定められるしくみになっています。

なお、現下の厳しい財政状況を考慮し、令和元年11月から臨時的な給与削減を実施しています（詳しくは「(10) 給与の削減措置」をご覧ください）。

#### (2) 人件費率

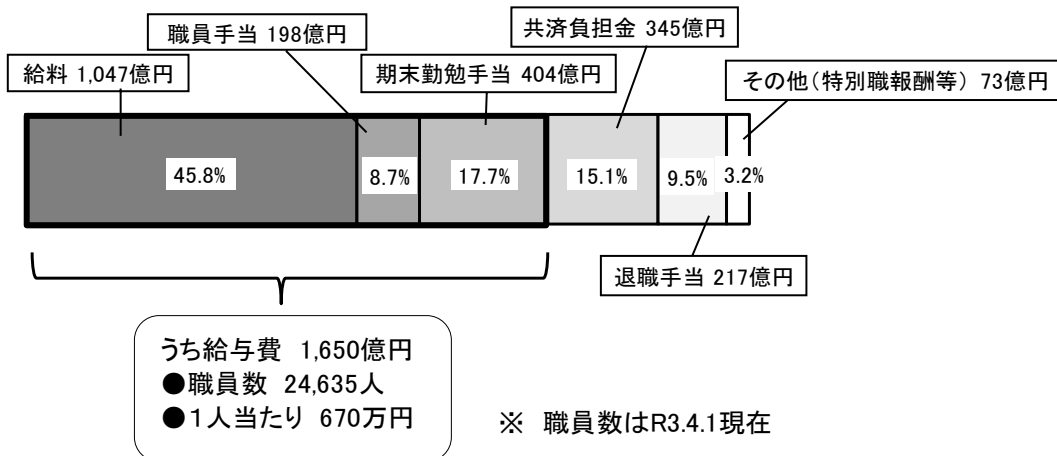
(令和3年度普通会計決算)



※ 人件費には、一般職員及び特別職（知事・議員など）の給料、報酬、諸手当や共済負担金などが含まれます。

#### (3) 人件費の内訳

(令和3年度普通会計決算)



**(4) 初任給**

(各年度4月1日現在)

区 分		令和3年度	令和4年度
一 般 行 政 職	大 学 卒	188,700円	188,700円
	高 校 卒	154,900円	154,900円
警 察 職	大 学 卒	222,900円	222,900円
	高 校 卒	183,700円	183,700円
小・中学校教育職	大 学 卒	210,800円	210,800円
	短 大 卒	188,600円	188,600円
高等学校教育職	大 学 卒	210,800円	210,800円
技能労務職	高 校 卒	152,700円	152,700円

※ 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

**(5) 平均給料月額**

(各年度4月1日現在)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	328,229 円	44.1 歳	326,913 円	44.2 歳
警 察 職	321,220 円	38.8 歳	323,354 円	39.1 歳
小・中学校教育職	358,385 円	42.9 歳	356,163 円	42.6 歳
高等学校教育職	401,433 円	49.3 歳	399,507 円	49.8 歳
技能労務職	332,974 円	53.9 歳	327,248 円	54.2 歳

※1 平均給料月額には、給料の調整額および教職調整額を含みます。

※2 平均給料月額は、給与削減後の額です（以下、同様）。

## (6) 学歴や経験年数による平均給料月額

令和3年度

(令和3年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一 般 行 政 職	大 学 卒	273,741 円	357,621 円	382,923 円	398,839 円
	高 校 卒	250,866 円	292,577 円	343,930 円	370,972 円
警 察 職	大 学 卒	289,237 円	385,724 円	400,623 円	394,651 円
	高 校 卒	259,797 円	345,531 円	386,658 円	400,879 円
小・中学校教育職	大 学 卒	316,000 円	390,814 円	411,565 円	417,430 円
	短 大 卒	— 円	373,227 円	399,688 円	414,702 円
高等学校教育職	大 学 卒	309,810 円	396,552 円	419,853 円	426,875 円
技能労務職	高 校 卒	223,200 円	— 円	344,784 円	360,099 円

令和4年度

(令和4年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一 般 行 政 職	大 学 卒	270,559 円	356,866 円	385,514 円	397,591 円
	高 校 卒	247,011 円	305,095 円	345,103 円	369,227 円
警 察 職	大 学 卒	286,920 円	382,490 円	405,408 円	406,934 円
	高 校 卒	260,742 円	343,278 円	383,884 円	395,756 円
小・中学校教育職	大 学 卒	316,915 円	389,918 円	411,145 円	417,615 円
	短 大 卒	— 円	378,810 円	395,623 円	413,838 円
高等学校教育職	大 学 卒	309,496 円	398,948 円	418,947 円	427,551 円
技能労務職	高 校 卒	221,220 円	— 円	— 円	365,716 円

※1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

※2 「—」の欄は、該当者3人未満もしくは該当する職員がない区分です。

## (7) 手当の種類とその内容（主なもの）

(令和3年4月1日現在)

毎月決まって支給	扶養手当	配偶者、父母等 子	各 6,500円 各 10,000円
	住居手当	借家 月額10,000円以上の家賃を支払っている職員に対し、 家賃額に応じ最高	27,000円まで
	通勤手当	電車・バス等利用者(定期券の場合は通用期間ごとに支給) 負担している運賃額に応じ1か月当たり最高 自動車等利用者 使用距離に応じ最高	55,000円まで 44,100円まで

勤務実績に応じて支給

時間外勤務手当	区 分	支給総額	職員1人当たり平均支給年額
	令和2年度	4,726,777 千円	189,109 円
	令和3年度	4,687,236 千円	190,267 円

特殊勤務手当	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		54.9 %
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和3年度)		88,166 円
	手当の種類(手当数)		43
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当・犯罪捜査手当・教育業務連絡指導手当・夜間特殊業務手当・警ら手当	
支給件数の多い手当	教員特殊業務手当・教育業務連絡指導手当・犯罪捜査手当・交通捜査手当・警ら手当		

※ 特殊勤務手当は著しく危険、不快又は不健康な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事したときに支給する手当です。

その他

期末・勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.275 月分 (0.7)	0.925 月分 (0.45)
	12月期	1.175 月分 (0.65)	0.925 月分 (0.45)
	計	2.45 月分 (1.35)	1.85 月分 (0.90)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

※1 期末・勤勉手当は民間企業のボーナスに当たる手当です。  
 ※2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

寒冷地手当	支給地域に限り、世帯の状況に応じ最高月額17,800円(11月から3月まで支給)
-------	--

退職手当	支給率	自己都合	定年・勸奨	
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
	加算措置	定年前早期退職の場合は1年につき2%加算(20%限度)		
	令和3年度退職者1人当たり平均支給額	自己都合	定 年	勸 奨
	一般職員	3,258 千円	21,533 千円	21,533 千円
	警察官	1,451 千円	21,931 千円	22,097 千円
	教育公務員	3,558 千円	22,468 千円	22,329 千円



### (8) 一般行政職の級別の構成比

(各年度4月1日現在)

区 分		10級	9級	8級	7級	6級
代表的な職名		部長 局長	部長 局長	副部長 部参事	部参事 課長	課長 課長補佐
令和 3 年度	職 員 数	1 人	31 人	30 人	247 人	1,296 人
	構 成 比	0.0 %	0.6 %	0.5 %	4.4 %	23.0 %
令和 4 年度	職 員 数	1 人	26 人	41 人	242 人	1,216 人
	構 成 比	0.0 %	0.5 %	0.7 %	4.4 %	22.1 %

区 分		5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名		課長補佐	課長補佐 係長・主任	主任	主事 技師	主事 技師	
令和 3 年度	職 員 数	171 人	1,854 人	775 人	561 人	681 人	5,647 人
	構 成 比	3.0 %	32.8 %	13.7 %	9.9 %	12.1 %	100.0 %
令和 4 年度	職 員 数	137 人	1,838 人	789 人	558 人	642 人	5,490 人
	構 成 比	2.5 %	33.5 %	14.4 %	10.2 %	11.7 %	100.0 %

※ 本表の職員数は、総務省の地方公務員給与実態調査の14表に該当する職員の数です。(再任用職員を除く。)

### (9) 主な特別職の報酬等の状況

(各年度4月1日現在)

区 分		知 事	副知事	議 長	副議長	議 員
給料・報酬 月額	令和 3 年度	1,020,800円	849,150円	890,100円	778,500円	712,800円
	令和 4 年度	1,020,800円	849,150円	890,100円	778,500円	712,800円
期末手当 支給割合	令和 3 年度	6月期 1.65月分		12月期 1.65月分	計 3.3月分	
	令和 4 年度	6月期 1.625月分		12月期 1.625月分	計 3.25月分	

※1 特別職の給料・報酬月額は、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会の答申を受けて条例で定められています。

※2 給料・報酬月額は、給与削減後の額です。

(10) 給与の削減措置

現下の厳しい財政状況を考慮し、削減措置を行っています。

区分		削減率						措置期間	
		給料・報酬月額	給料月額	地域手当	期末手当	管理職手当	期末・勤勉手当		
特別職	知事	20%	20%	—	20%	—	—	R元. 11. 1～R6. 3. 31	
	副知事、教育長、常勤監査委員、地方公営企業管理者	15%	15%	—	15%	—	—	R元. 11. 1～R6. 3. 31	
	議長、副議長、議員	10%	10%	—	10%	—	—	R元. 11. 1～R5. 4. 29	
一般職	部長級職員	10%	8. 5%	給料月額の1. 5%	—	10%	10%	R元. 11. 1～R6. 3. 31	
	課長級職員 ( )内は所属長を除く課長級職員の措置期間	5%	3. 5%	給料月額の1. 5%	—	5%	5%	R元. 11. 1～R6. 3. 31 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	
	上記以外※	行政職 3 級以上 ( )内はR5. 4～R6. 3(4年目)の削減割合	2. 5% (2. 0%)	1. 0% (0. 5%)	給料月額の1. 5%	—	—	3%	R2. 4. 1～R6. 3. 31
		行政職 1・2 級	1. 5%	—	給料月額の1. 5%	—	—	3%	R2. 4. 1～R6. 3. 31

※ 行政職以外については、行政職 3 級以上の職員に適用される期末・勤勉手当の役職加算適用の有無を基準とし、役職加算が適用されない職員を行政職 1・2 級相当としています。

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間の状況

全職員について、労働基準法の限度内である1日7時間45分、1週間38時間45分となっています。

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	条例・規則の状況		勤務時間の運用状況
		開始時刻	終了時刻※	休憩時間※
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00 ～ 13:00

※ 県立学校の教育職員(昼間に授業を行う学校(課程))

勤務時間:8:30～17:00、休憩時間:12:45～13:30

※ 県立学校の教育職員(夜間に授業を行う学校(課程))

勤務時間:13:15～21:45、休憩時間:16:45～17:30

##### (2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、一の年ごとに20日付与され(途中採用者を除く。)、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

総付与日数 a	総取得日数 b	全対象職員数 c	平均取得日数 b/c	消化率 b/a
648,646日	222,412日	18,184人	12日	34.3%

(※市町村立学校教職員を除く。)

##### (3) 特別休暇等の導入状況

種 類 (休暇等の名称)	区 分	有給/無給	付与日数	備 考
公民権の行使	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
証人等としての出頭	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
骨髄等ドナー休暇	特別休暇	有給	必要と認められる期間	
結婚休暇	特別休暇	有給	8日(分割する場合は6日)	
産前産後休暇	特別休暇	有給	産前6週間(2週間延長可、多胎妊娠14週間)、産後8週間	
育児休暇	特別休暇	有給	1日2回、合計90分	
不妊治療	特別休暇	有給	6日以内(体外受精及び顕微授精に係るものである場合は12日以内)	警察本部では出生サポート休暇
妊産婦の健康診断	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
妊婦の通勤緩和	特別休暇	有給	1日1時間	
妻の出産	特別休暇	有給	3日以内	
男性職員の育児参加	特別休暇	有給	5日以内	
家族看護・子育て	特別休暇	有給	8日以内(中学校卒業前の子が2人以上の場合は12日)	
忌引休暇	特別休暇	有給	1日～10日	
父母、配偶者又は子の法要等	特別休暇	有給	慣習上最小限度必要と認められる期間(1日)	
夏季休暇	特別休暇	有給	5日以内	
災害による現住居の滅失等	特別休暇	有給	1週間を超えない範囲内	

種 類 (休暇等の名称)	区 分	有給/無給	付与日数	備 考
災害又は交通機関の事故等による出勤困難	特別休暇	有給	必要と認められる期間	
所轄庁の事務又は事業の停止	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
生理休暇	特別休暇	有給	1回について2日以内	
妊婦の妊娠障害	特別休暇	有給	必要と認められる期間(14日以内)	
リフレッシュ休暇	特別休暇	有給	3日以内(勤続期間20年及び30年の翌年度)	
ボランティア休暇	特別休暇	有給	5日以内	
短期介護休暇	特別休暇	有給	5日以内	
公務疾病休暇	病気休暇	有給	2年の範囲内(県警は必要と認められる期間)	
結核性疾病休暇	病気休暇	有給	1年の範囲内	
私傷病休暇	病気休暇	有給	6月の範囲内	
療後休暇	病気休暇	有給	1月の範囲内で、1日について4時間以内	
分割面接授業参加	職専免	有給	42日の範囲内	
措置要求・審査請求	職専免	有給	必要と認める時間	
公務災害補償に関する審査請求	職専免	有給	必要と認める時間	
妊婦の休息又は補食	職専免	有給	必要と認める時間	
勤務庁舎内等における献血	職専免	有給	必要と認める時間	
本部長が実施する昇任試験	職専免	有給	必要と認める時間	警察本部のみ
介護休暇		無給	6月の範囲内	
介護時間		無給	3年の範囲内で、1日について2時間以内	
研修計画	職専免	有給	必要と認められる時間	
厚生計画参加	職専免	有給	必要と認められる時間	
兼職	職専免	有給	必要と認められる時間	
適法な交渉	職専免	有給	交渉・予備交渉(協議)に必要な時間	警察本部制度なし
組合休暇		無給	30日以内	警察本部制度なし

※特別休暇、職専免・・・いずれも勤務時間中に給与の支給を受けながら勤務しないことが認められる制度で、事由により特別休暇と職務専念義務免除の2つに分けられている。

#### (4) 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	取得者 数合計	介護休暇承認期間別内訳					
		1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
男 性	2	0	1	0	1	0	0
女 性	20	4	3	4	4	2	3
合 計	22	4	4	4	5	2	3

## 5 職員の休業に関する状況

### (1) 育児休業等の取得状況

#### ① 育児休業

(単位：人)

	取得者 数合計	育児休業承認期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月 以下	1年6月 超 2年以下	2年超 2年6月 以下	2年6月 超
男 性	94	79	14	0	0	1	0
女 性	469	12	88	118	93	43	115
合 計	563	91	102	118	93	44	115

※ 令和3年度に新たに育児休業を取得した職員

#### ② 部分休業

(単位：人)

	取得者 数合計	部分休業承認期間別内訳					
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
男 性	9	9	0	0	0	0	0
女 性	138	77	11	4	10	25	11
合 計	147	86	11	4	10	25	11

※ 令和3年度に新たに部分休業を取得した職員

### (2) 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うために3年（大学等課程の履修の場合は原則2年）を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

令和3年度に新たに休業を取得した職員：なし

### (3) 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学、専修学校等で修学するために2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について休業することを可能とする制度です。

令和3年度に新たに休業を取得した職員：なし

#### (4) 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

(単位：人)

	取得者 数合計	配偶者同行休業承認期間別内訳		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男 性	0	0	0	0
女 性	3	0	2	1
合 計	3	0	2	1

※ 令和3年度に新たに配偶者同行休業を取得した職員

#### (5) 大学院修学休業の取得状況

大学院修学休業は、一種免許状又は特別免許状を有する公立学校の教員が、国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得するために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

令和3年度に新たに休業を取得した職員：なし

## 6 職員の分限及び懲戒の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、地方公務員法第28条に規定されています。

分限処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

#### ① 分限処分者数

(単位：人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	415	0	415
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	415	0	415

地方公務員法第28条第4項により失職した者	0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	0

#### ② 休職状態にある者の数

(単位：人)

処分事由	新規・更新処分	左記以外	合計
心身の故障の場合	209	4	213
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0
条例で定める事由の場合	0	0	0
合計	209	4	213

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。

懲戒処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

#### ① 懲戒処分者数

(単位：人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
法令に違反した場合	1	2	4	1	8	14
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	22
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	3	1	5	5	14	25
合計	4	3	9	6	22	61

※訓戒・・・懲戒処分にはあたらず、法的効果をなんらもたらすものではないが、職員の職務上の義務違反等に対し、その責任を確認し、将来を戒める行為をいう。

訓戒には、文書訓戒と口頭訓戒がある。

② 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
給与・任用に関する不正						
諸給与の不正領得	0	0	0	0	0	0
受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係						
守秘義務違反	0	0	0	0	0	1
政治的行為違反	0	0	0	0	0	0
違法な職員組合活動	0	0	0	0	0	0
争議行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
営利企業等従事制限違反	0	0	0	0	0	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	0	0	0	0	1
公職選挙法違反	0	0	0	0	0	0
休暇の不正利用・虚偽申請	0	0	0	0	0	0
職場内秩序びん乱	0	0	0	0	0	1
セクシュアル・ハラスメント	0	1	0	1	2	2
パワー・ハラスメント	0	0	1	0	1	0
教職員による児童生徒に対する非違行為	0	1	4	1	6	8
通常業務処理不適正	0	0	0	0	0	9
公金官物処理不適正	0	0	0	1	1	4
その他	0	0	0	0	0	12
小計	0	2	5	3	10	38
公務外非行関係						
傷害・暴行の刑法違反	0	0	0	0	0	0
金銭・異性関係等の非行	1	1	0	0	2	7
その他	2	0	0	0	2	3
小計	3	1	0	0	4	10
収賄等関係						
収賄	0	0	0	0	0	0
横領	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反						
職務遂行中	0	0	0	0	0	1
職務行為中以外	1	0	4	3	8	9
小計	1	0	4	3	8	10
うち飲酒運転	3	0	0	0	3	0
本人の行為(上記合計)	4	3	9	6	22	58
監督責任	0	0	0	0	0	3
合 計	4	3	9	6	22	61



### (3) 職員の刑事処分の状況

#### ◎ 刑事事件処分者数

(単位：人)

事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	合計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合					
職務遂行中	0	0	0	0	0
職務遂行中以外	1	0	9	0	10
小計	1	0	9	0	10
その他	0	0	3	0	3
合 計	1	0	12	0	13

## 7 職員のサービスの状況

### ◎ サービス規律遵守のための取組の状況

取 組	具体的内容	職員への周知方法	備 考
綱紀保持・サービス規律の確保	「職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保」に関する通知	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
	「職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保のための指針」の作成	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
規律の保持及び各種事故防止	通知により、規律の保持及び各種事故防止の徹底を指示	幹部による指示及び文書回覧	(警察本部のみ。)
監察の実施	業務の能率的運営と規律保持を目的として、業務・サービス全般について監察を実施	—	(警察本部のみ。)

## 8 職員の退職管理の状況

### (1) 再就職に係る規制

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法において、再就職規制に関する規定が新たに定められました。県では、改正地方公務員法に定めるもののほか、「職員の退職管理に関する条例」や「新潟県職員の再就職の取扱いに関する要綱」により、職員の退職管理の適正化を図っています。主な内容は以下のとおりです。

#### ① 再就職者による働きかけの禁止

退職後に再就職した再就職者に対し、再就職先に関する契約・処分等に関して、退職後2年間、現役職員に対する働きかけを禁止

#### ② 再就職の自粛等

ア 退職後2年間、民間企業（出資法人除く）の役員就任を自粛（全職員）

イ 退職後2年間、民間企業（出資法人除く）への再就職を自粛（課長級以上の職員。ただし、事前に総務部長の承認を受けた場合を除く。）

ウ 電力会社への再就職を自粛（原子力安全行政所管部署の管理職経験のある職員）

#### ③ 再就職情報の届出等

ア 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、退職後に再就職した場合、退職後2年間、退職時の任命権者に対し、再就職情報を届出

イ 退職後に再就職を予定している職員は、在職中に誓約書を提出

#### ④ 働きかけ規制違反の監視

・ 現役職員が再就職者から働きかけを受けた場合、人事委員会に届け出ることを義務づけ

・ 任命権者は、働きかけ規制違反の疑いを把握した場合、違反行為について調査を実施し、調査結果について人事委員会に報告

#### ⑤ 再就職状況の公表

再就職の透明性確保のため、退職者の再就職状況を公表

※ ②、③イ、⑤については、教職員及び警察本部の職員を除く。

(2) 再就職者の状況

令和3年度末退職者の再就職状況（R4.4.1現在）は以下のとおりです。

区分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
県以外の団体等への再就職者数	29	125	2	1	12	169
県出資法人	8	10	0	0	0	18
公益団体等	17	91	1	1	2	112
民間企業等	4	24	1	0	10	39
県への任用	100	44	28	331	33	536
再任用職員	87	39	23	329	25	503
再雇用嘱託員	13	5	5	2	8	33
合計	129	169	30	332	45	705

## 9 職員の研修の状況

### (1) 職員研修の体系（知事部局）



※ このほか、各任命権者においてそれぞれの専門業務に関連する研修を個別に実施しています。

## (2) 研修の種類と受講者の状況（主なもの）

### ① 知事部局（議会事務局及び行政委員会事務局を含む。）

研修名	研修の内容	受講者数
係長研修 【階層別研修】	年間を通じて、目標管理と連動したマネジメント・サイクルの確立を支援する。	159人
地域を活性化するマーケティングの基本 【能力開発研修】	マーケティング手法及び活用法を学び、地域活性化に向けた政策形成・事業立案への活かし方を習得する。	20人
経営分析コース 【専門研修】	財務諸表の分析手法等を習得し、経済活動を経営的な視点から理解・判断できる能力の向上を図る。	9人
民間企業派遣研修 【派遣研修】	県内外の民間企業等における実務経験を通じて、行政課題に対応するための高度な知識・ノウハウを習得する。	8人

### ② 病院局

研修名	研修の内容	受講者数
認定看護管理者研修	看護管理に携わる職員として質の高い組織的看護サービスを提供するためマネジメントに必要な知識、姿勢を養い、看護管理者の資質と水準の維持向上を図るため日本看護協会等の認定看護管理者研修へ派遣し受講する。	16人

### ③ 企業局

研修名	研修の内容	受講者数
企業局新任者研修	業務概要の説明	17人
基礎技術派遣研修	電気・工業用水道等に関する専門知識を高めるため、講習会・セミナー等に職員を派遣した。	38人
その他派遣研修	企業経営等に関する専門知識を高めるため、講習会・セミナー等に職員を派遣した。	5人
資格取得支援	電気主任技術者等の資格取得支援	35人

### ④ 教育委員会

研修名	研修の内容	受講者数
初任者研修	本県における学校教育の現状や課題について理解を深めるとともに、教員として実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見の習得を図る。	312人
中堅教諭等資質向上研修	校内において中堅教員としての役割を果たすため、本県の教育課題の理解と学校運営に参画する資質能力及び教科指導における授業力の向上を図る。	243人
小・中・高・特別支援学校新任校長、幼稚園新任園長研修	校長としての職務、組織マネジメントの考え方や危機管理の在り方について総合的に理解を深め、校（園）長としての資質能力の向上を図る。	122人

⑤ 警察本部

研修名	研修の内容	受講者数
初任(補修)科	職務遂行に必要な基礎知識及び技能を修得する。	286人
部門別任用科	特定の部門に必要な専門的知識及び技術を修得する。	81人
専科	職務執行に必要な専門知識及び技能を修得する。	494人
警部任用科	職務執行に必要な知識及び技能を修得する。	19人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の実施状況

地方公務員法において、「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされているほか「職員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない」とされていることから、これらに基づき共済組合及び互助会と連携しながら事業を実施しています。  
(知事部局)

区分	事業名	事業概要
厚生制度	定期健康診断	定期健康診断及び事後指導等
	がん検診	婦人検診、大腸がん、前立腺がん、肺がん
	人間ドック	希望制人間ドック
	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査、特定保健指導
	健康増進講座	健康講座、メンタルヘルス対策等
	元気回復事業	地区スポーツ大会、地区文化教養行事等
	ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー、職員相談室の運営等
	福利厚生施設	県庁医務室、職員住宅、職員会館等
共済制度	福祉事業	貸付事業
	短期給付	保健給付(医療保険)、休業給付等
	長期給付	老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等

(2) 公務災害等の状況

(単位：件)

区分	2年度末 未認定件数	3年度中 申請件数	3年度中認定状況				3年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	30	314	287	3	0	290	54
通勤災害	2	25	23	0	0	23	4
合計	32	339	310	3	0	313	58

## II 人事委員会の業務の状況

### 1 競争試験及び選考の状況

#### (1) 職員採用試験（競争試験）の実施状況（令和3年度）

（単位：人）

試験区分	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業 程度	一般行政	384	292	52	43
	一般行政（病院）	2	2	1	0
	警察行政	21	15	5	5
	福祉行政	38	32	8	5
	福祉行政（心理）	11	10	2	1
	総合土木	28	23	11	10
	総合土木（新方式）	5	4	1	1
	林業	10	9	5	5
	農業	25	24	10	8
	水産	12	8	2	2
	建築	7	5	1	1
	環境	14	9	3	3
	電気	13	12	6	5
	保健師	8	8	8	8
	薬剤師（行政）	7	7	3	3
	少年警察補導員	7	6	1	1
	福祉行政（追加募集）	28	23	7	6
	福祉行政（心理・追加募集）	10	8	0	0
	総合土木（新方式・追加募集）		7	1	1
	林業（追加募集）	6	3	1	1
	水産（追加募集）	11	9	1	1
	保健師（追加募集）	3	1	1	1
	薬剤師（行政・追加募集）	3	3	0	0
科学捜査（生物・追加募集）	19	17	1	1	
	小 計	681	537	131	112
大学卒業 程度：職 務経験者	一般行政（ICT）	10	9	1	1
	一般行政（財務）	4	4	1	1
	一般行政	73	65	1	0
	福祉行政	4	3	1	1

	総合土木	3	3	1	1
	林業	1	1	0	0
	農業	3	2	1	1
	水産	1	1	1	1
	環境	1	1	0	0
	保健師	3	3	2	2
	薬剤師（行政）	1	1	1	1
	小 計	104	93	10	9
高校卒業 程度	一般事務	159	121	6	4
	警察事務	24	23	1	0
	総合土木	29	26	6	4
	電気	7	5	2	2
	小 計	219	175	15	10
警察官 A	男性警察官	353	264	87	50
	女性警察官	83	65	16	6
	小 計	436	329	103	56
警察官 B	男性警察官	383	323	51	42
	女性警察官	55	50	18	16
	小 計	438	373	69	58
警察官 （武道）	男性警察官	2	2	1	1
	女性警察官	0	-	-	-
	小 計	2	2	1	1
市町村立義務 教育諸学校 事務職員	学校事務職員	167	148	30	18
	小 計	167	148	30	18
就職氷河 期世代	一般事務	150	113	5	5
	警察事務	15	10	2	2
	総合土木	10	7	0	0
	学校事務職員	57	47	4	4
	小 計	232	177	11	11
合 計		2,279	1,834	370	275



## (2) 職員採用試験（選考考査）の実施状況（令和3年度）

（単位：人）

試験区分	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業 程度	助産師	2	2	2	1
	病院事務	20	17	4	4
	薬剤師（病院）	6	6	5	4
	福祉行政（障害者）	10	7	0	-
	林業（障害者）	4	4	0	-
	農業（障害者）	1	1	0	-
	職業訓練指導員（機械系）	4	3	1	1
	情報処理技術者	1	1	1	0
	文化財調査員	8	8	1	0
	小 計	56	49	14	10
短大卒業 程度	看護師	96	89	69	60
	看護師・第2回	9	8	5	5
	看護師・第3回	17	13	7	7
	看護師・第4回	4	4	3	3
	臨床検査技師	36	34	4	4
	臨床工学技士	20	17	5	5
	診療放射線技師	23	20	5	5
	管理栄養士（病院）	14	12	2	2
	小 計	219	197	100	91
高校卒業 程度	一般事務（障害者）	30	25	1	1
	警察事務（障害者）	1	1	0	-
	総合土木（障害者）	2	2	0	-
	学校事務（障害者）	3	3	0	-
	航空整備士	0	-	-	-
	航空整備士・第2回	1	1	1	1
	船舶乗組員（機関士）	0	-	-	-
	小 計	37	32	2	2
その他	警察官（再採用）	4	3	0	-
	小 計	4	3	0	-
合 計		316	281	116	103

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

### (1) 職員の給与等に関する報告

本県職員の給与の実態、給与を決定する諸事情について調査研究を行い、令和3年10月15日に県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。

#### ① 職員の給与

本年4月1日現在で実施した「令和3年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

##### ア 職員構成

職員数は、一般職員6,103人、警察官4,060人、県立学校職員4,089人、市町村立学校職員8,570人、計22,822人となっており、昨年に比べ462人減少している。

また、平均年齢は43.2歳、平均経験年数は20.9年、男女別構成は男62.8%、女37.2%、学歴別構成は大学卒80.4%、短大卒7.1%、高校卒12.5%、中学卒0.0%となっている。

##### イ 平均給与月額

職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、福祉職及び学校栄養職の7種13給料表の適用を受けているが、これら職員全員の本年4月における平均給与月額は、給料355,525円、扶養手当9,306円、地域手当614円、その他の手当17,884円、計383,329円となっている。

このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（平均年齢43.9歳、平均経験年数21.8年）の平均給与月額は、給料334,590円、扶養手当9,557円、地域手当789円、その他の手当18,975円、計363,911円となっている。

なお、職員の給与は、本県の厳しい財政状況を踏まえ、令和元年11月から「知事等の給与の特例に関する条例（令和元年新潟県条例第18号。以下「特例条例」という。）」により特例的に減額措置がとられており、職員の役職段階に応じ、給料月額1.5～10%、管理職手当の5～10%及び期末手当・勤勉手当の3～10%がそれぞれ減額されている。当該減額措置がないものとした場合、職員全員の平均給与月額は393,014円、このうち行政職給料表適用職員の平均給与月額は373,845円となっている。

#### ② 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、本年も、人事院及び新潟市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,100事業所のうちから、250事業所を層化無作為抽出法によって抽出の上、「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる54種類の職務に従事する者6,823人について、本年4月分として支払

われた給与月額等を調査した。

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

その主な調査結果の概要は、次のとおりである。

#### ア 初任給の状況

別表第1に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で22.6%（昨年20.9%）、高校卒で8.7%（同18.2%）となっている。そのうち、初任給について、据え置いた事業所の割合は大学卒で78.3%（同59.6%）、高校卒で68.4%（同42.9%）、増額した事業所の割合は大学卒で21.7%（同36.4%）、高校卒で31.6%（同57.1%）となっており、減額した事業所はなかった（昨年は大学卒で4.0%、高校卒で該当なし）。

#### イ 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は23.3%（昨年27.8%）となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所はなかった（同1.0%）。

また、別表第3に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は87.5%（昨年87.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は17.5%（同22.6%）、減額となっている事業所の割合は6.8%（同12.6%）となっている。

### ③ 本県職員と民間従業員との給与比較

#### ア 公民給与の較差

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、相互の給与を比較した。

職員の給与については、特例条例により減額措置がとられているが、当該減額措置は、本県の厳しい財政状況を踏まえた特例的なものであり、本来支給される給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、公民給与の比較に当たっては、減額前の職員の給与を基礎とすることが適当であると考え。これにより比較したところ、別表第4に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を121円（0.03%）上回っている。

なお、減額後の職員の給与を基礎として比較した場合、職員の給与が民間従業員の給与を9,813円（2.70%）下回っている。

また、職員と民間従業員の比較に当たって使用した給与種目は別表第5のとおりである。

#### イ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給を調査した結果は、別表第6に示すとおりであって、平均給与月額4.28月分に相当しており、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数（4.40月）を下回っている。

なお、特別給の比較に当たっても、本来支給される給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、特例条例による減額措置を考慮しないことが適当であると考えられる。

#### ④ 本県職員と国家公務員との給与比較

民間従業員の給与との比較を行っている行政職給料表適用職員と国家公務員の行政職俸給表(一)適用者の本年4月における平均給与月額は別表第7のとおりである。

#### ⑤ 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べ、新潟市では0.9%、全国では0.4%の下落となっている。

また、本委員会が総務省の家計調査等を基礎として算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の新潟市における標準生計費は、本年4月においてそれぞれ211,910円、228,760円及び245,620円となっている。

#### ⑥ 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月10日、一般職国家公務員の給与等について報告を行い、併せて給与の改定について勧告を行った。

#### ⑦ むすび

本県職員の給与及び民間給与の実態とそれぞれの比較、物価及び生計費の状況並びに人事院勧告の概要等は、以上述べたとおりである。

これらを総合的に勘案し、本委員会は、職員の給与の改定等について次のとおり判断した。

#### ア 職員の給与の改定

##### (ア) 給料表

給料表については、公民較差の状況等を踏まえ、改定を行わないことが適当と考える。

##### (イ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き下げ、4.30月分とする。支給月数の引き下げ分は、人事院勧告や民間の特別給の支給状況等を踏まえ、本年度については、12月期の期末手当から差し引くこととし、令和4年度以降においては、6月期及び12月期の期末手

当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げるものとする。

## イ 働き方改革と勤務環境の整備

### (ア) 職員の勤務時間等

任命権者においては、「新潟県庁働き方改革行動計画」に基づく時間外勤務縮減対策に取り組んできており、部局間・部局内における応援体制の積極的な運用、その他様々な業務の効率化等の取組が行われている。

本委員会が、令和2年度の長時間勤務の状況を調査したところ、1人当たりの時間外勤務の時間は、令和元年度に比べて減少していた。一方で、1箇月に100時間以上時間外勤務を行った職員は142人、割合では1.5%（令和元年度126人、1.3%）、1年に720時間を超えた職員は120人、割合では1.3%（同49人、0.5%）であり、時間外勤務の上限時間を上回る職員は、令和元年度に比べて増加していた。

長時間の時間外勤務の大きな要因の1つは、新型コロナウイルス感染症への緊急の対応であり、任命権者は、他部局職員の応援など、全庁的な体制の構築等に取り組んだが、感染拡大への対応や経済対策の実施等の更なる業務量の増加により、時間外勤務を行う必要がある状況だったと認められる。

また、依然として一部の職場においては、上限を上回る時間外勤務が常態化しており、抜本的な見直しを検討していく必要がある。

規則に抵触しているか否かに関わらず、長時間の時間外勤務は、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、有為な人材の確保等の観点から課題があり、任命権者においては、適切な措置を講じるとともに、業務量に応じた柔軟な対応が求められる。

教育職員の長時間勤務に対しては、令和元年に時間外の勤務時間の目標を定めた「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、また、本年4月には「新潟県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則」が施行されている。当該規則では、時間外勤務の上限時間を定め、教育委員会が業務量の適切な管理を行うこととしている。

本委員会が令和2年度の県立学校教育職員の時間外の勤務時間を調査したところ、1箇月に100時間以上の教育職員は114人、割合では2.8%（令和元年度455人、10.9%）、1年に720時間を超えた教育職員は203人、割合では5.1%（同442人、10.6%）であり、当該規則の上限を超えた教育職員は、令和元年度に比べ大幅に減少していた。新型コロナウイルス感染症による

影響等及び任命権者の取組があったものと考えられる。

もつとも、依然として長時間勤務を行っている教育職員が多数存在することから、教育委員会においては、教育職員の多忙化解消に向けた取組を一層進めていく必要がある。

時間外勤務縮減のためには、所属長等の管理職が業務を適切に進行管理し、業務の効率化・合理化等、不断の見直しを進めることが重要である。

本委員会としては、今後も職権を有する職員の労働基準監督機関として、労働法令遵守の観点から調査・指導等を行っていくことはもとより、任命権者における時間外勤務の状況を把握した上で、長時間勤務の是正に向け、必要な取組に努めていく。

また、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機として、官民を問わずテレワークによる働き方が広がっており、本県においても活用されているところである。これは、育児や介護等と仕事の両立支援や、災害時や感染症拡大時の業務継続等に有効なものである。任命権者において、業務管理の方策やICT環境の整備等の課題に対し、活用の際のルール of 明確化や通信機器の整備等の取組が進められているところであるが、柔軟で多様な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、業務の性質を見極めながら、引き続きテレワークの拡大に向けた取組を推進する必要がある。

#### (イ) 仕事と家庭の両立支援

職員の仕事と育児、介護等の両立支援制度について、人事院は、本年8月、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策として、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出や、人事院規則の改正等による育児休業や育児参加のための休暇等に関する措置の報告を行った。

本県においても男性職員の育児に伴う休暇・休業取得の促進は重要な課題であり、任命権者において取得しやすい環境づくりに努めてきたことにより、「仕事と子育ての両立支援のための新潟県特定事業主行動計画」の令和2年度の実施状況における男性職員の育児休業取得率が30%を超えるなど、一定の成果が上がっているところである。

引き続き、取得促進に向け取組を進めていく必要があるとともに、本委員会としても、国の動向等を注視しながら、制度の改正について必要な検討を進めていく。

また、不妊治療と仕事の両立については、本委員会において本年度から不妊治療のための休暇制度を新設したところであるが、国においても同様

の休暇制度の新設を検討するなど、両立に向けた職場環境の整備が社会全体の要請として進められている。

任命権者においては、不妊治療に関する職場の理解促進等を進めるとともに、本委員会としても、国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、引き続き休暇制度の充実に向けた検討を行っていく。

#### (ウ) 職員の健康管理等

依然として多くの職員が精神疾患による長期の休暇の取得又は休職をしており、職員の心の健康づくりは引き続き重要な課題である。

メンタルヘルスに係る相談のしやすい環境の整備や、メンタルヘルスの不調の原因にもなり得るハラスメントの防止に向けた取組を進めることが重要である。

また、長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす重要な要因の一つと考えられていることから、時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

任命権者においては、従来から、精神科医師等によるメンタルヘルス相談、心の健康問題による長期療養者の職場復帰支援、ストレスチェック結果の職場環境改善への活用など様々な措置を実施しているほか、長時間勤務を行った職員に対する面接指導等も行っており、今後も状況の改善に向け、一層の取組に努めていく必要がある。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止については、任命権者において指針や要綱を定め、職員の意識啓発、相談窓口の設置、研修の実施等様々な対策に取り組んでいるところであり、今後とも引き続き、これらのハラスメントの発生防止に向けて、対策を継続的に実施していく必要がある。

#### ウ 公務運営の改善

##### (ア) 人材の確保

職員採用をめぐる環境は、民間企業等の雇用情勢をはじめ、少子化に伴う受験年齢人口の減少などの影響により厳しさを増している。一部の技術系職種においては人材の確保が難しい状況が続いており、将来にわたり県政に支障をきたす懸念がある。

このような状況を踏まえ、採用ガイダンスなどの機会を増やすとともに、動画やSNS等を活用して、県職員の仕事のやりがいや魅力を伝えるための広報に努めているところである。

引き続き、学生のニーズや若手職員の意見等を参考にしながら、任命権者と連携し、インターンシップなどの充実を図るとともに、特に採用が困

難となっている職種について継続的に人材を確保できるよう、試験方法等について検討していく。

本県では、民間企業等における職務経験を通して培われた柔軟な発想や経営感覚を備えた人材を確保するため、民間企業等職務経験者を対象とした採用試験を実施しているところである。

社会情勢の急速な変化によりこれまで以上に複雑化・多様化・高度化する行政課題に対応するためには、民間人材の活用が一層重要となっており、任命権者においては、民間企業等で培われた様々な経験やスキルを有する人材が働きがいを持って活躍できるよう配慮し、県政の活性化につなげていく必要がある。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、合理的配慮を行いながら障害者採用選考考査を実施している。

任命権者においては、昨年4月に策定した「障害者活躍推進計画」に基づき、障害者が働きやすい職場づくりに努めているところであるが、その成果を検証し、課題に応じた取組を進めていく必要がある。

障害者雇用の推進に当たっては、障害者がその能力を十分に発揮できるよう、障害の特性に応じた業務や職場環境を整備・拡充することが重要である。

#### (イ) 人材の育成

行政課題に迅速かつ的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、組織全体の力を高めていくことが重要である。任命権者においては、職員育成に係る基本方針等に基づき、職員研修や、人事評価・人事制度を活用しながら、取組を進めている。職員の意欲ややりがい、能力を高める取組や職場風土づくりを一層進めるとともに、デジタル化や脱炭素などの行政課題に対応できる人材を育成していく必要がある。

また、内部での研修等だけでなく、地域活動やビジネスにかかわる人々との交流・連携などを通して、多様な視点や柔軟な発想を学ぶことも重要である。

女性職員の登用については、任命権者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画に基づき、取組を進めているところである。採用者に占める女性の割合は増加傾向にあるが、管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は、目標を達成できていない状況もある。

職員へのアンケート結果によると、恒常的な時間外勤務や責任が増すこ



と、自身の職務経験やスキルが限定的なことなどを背景として、昇進を希望しない女性も多くいることから、女性職員のキャリア形成支援のほか、男性職員を含め仕事と家庭の両立支援や働き方改革などを進めていく必要がある。

#### (ウ) 能力・実績に基づく人事管理

地方公務員法では、能力及び実績に基づく人事管理を徹底する観点から、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。

本県においても、職員の意欲と能力を高め、組織を効率的に運営し、県民サービスの向上に寄与するため、任命権者において人事評価を実施しているが、その評価結果を人事管理の基礎として十分に活用するためには、公平性、透明性、納得性の高いものである必要がある。

国では、本年4月に公表された「人事評価の改善に向けた有識者検討会」（内閣人事局）の報告書を踏まえ、国家公務員の人事評価の改善に向けた検討を行っているが、本県においても、職員アンケートの結果などを検証し、必要に応じて改善を図っていく必要がある。

#### (エ) 公務員倫理の確保

これまでも厳正な服務規律の確保と高い公務員倫理の保持の必要性については、繰り返し言及してきたところであるが、依然として、一部の職員が飲酒運転をはじめとした重大な法令違反や、公務員としての倫理観を厳しく問われるような不祥事を発生させ、県民の信頼を著しく損なう事態が生じている。公務に対する信頼を確保するためには、法令を遵守するとともに、真摯に職務に精励することが前提となる。

任命権者においては、一定の対策がとられているところであるが、再発防止策の実施や職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について一層の徹底を図るなど、不祥事の根絶に向けて対策を進めていくことが求められる。

職員においても、勤務時間の内外を問わず、一人ひとりが高い倫理観と、全体の奉仕者であることの自覚を持ち、県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある。

#### エ 定年引上げへの的確な対応

少子高齢化が進展し、高齢層職員の知識・経験を活用することが重要な課題となっている中、本年6月、国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年度から公務員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなった。

定年の引上げは、採用から退職までの人事管理全般に影響を与えることか

ら、職員の職務や配置、新規採用計画、給与やその他の勤務条件などについて、検討を進める必要がある。

また、令和5年4月1日の施行に向け、関係条例等の整備を行う必要があることから、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意しつつ、円滑な導入に向け、的確に対応する必要がある。

#### オ 会計年度任用職員等の勤務条件

人事院は、本年の「公務員人事管理に関する報告」の中で、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、休暇等の新設・拡充等を行うとしている。

任命権者においては、国の休暇等制度の改正に留意しながら、臨時的任用職員と併せて、引き続き、休暇等について検討していくことが必要である。

#### カ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定する方式として、長年の経緯を経て定着してきた。

本年の勧告は、期末手当の引下げを行う内容となったが、民間準拠を基本とした給与決定の仕組みは、職員に対し適正な給与水準を保障し、公務に必要な人材の確保や円滑な行政運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1

民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目				採用なし
		採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
大 学 卒	規模計	22.6 (20.9)	21.7 (36.4)	78.3 (59.6)	0.0 (4.0)	77.4 (79.1)
	500人以上	28.9	9.3	90.7	0.0	71.1
	100人以上 500人未満	26.0	32.8	67.2	0.0	74.0
	50人以上 100人未満	10.7	12.9	87.1	0.0	89.3
高 校 卒	規模計	8.7 (18.2)	31.6 (57.1)	68.4 (42.9)	0.0 (0.0)	91.3 (81.8)
	500人以上	8.7	14.6	85.4	0.0	91.3
	100人以上 500人未満	11.0	48.6	51.4	0.0	89.0
	50人以上 100人未満	5.2	0.0	100.0	0.0	94.8

(注) 1 「初任給の改定状況」は、採用がある事業所を100とした割合である。  
2 ( ) は昨年の数値である。

別表第2

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	23.3 (27.8)	22.8 (19.0)	0.0 (1.0)	53.9 (52.2)
課長級	19.3 (21.9)	19.2 (16.1)	0.0 (1.0)	61.5 (61.0)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
2 ( ) は昨年の数値である。

別表第3

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	90.3 (93.7)	87.5 (87.5)	17.5 (22.6)	6.8 (12.6)	63.2 (52.3)	2.8 (6.2)	9.7 (6.3)
課長級	80.8 (83.9)	78.1 (77.6)	16.5 (18.9)	7.0 (11.9)	54.6 (46.8)	2.7 (6.3)	19.2 (16.1)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 ( ) は昨年の数値である。

別表第4

職員と民間従業員の給与較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
373,724 円	減額措置前 373,845 円	△ 121 円 △ 0.03 %
	(減額措置後 363,911 円)	( 9,813 円) ( 2.70 %)

(注) 1 公民ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 職員給与の上段は特例条例による減額措置前の額であり、下段は特例条例による減額措置後の額である。

3 較差の上段は特例条例による減額措置前の職員給与に基づき算定した数値であり、下段は特例条例による減額措置後の職員給与に基づき算定した数値である。

別表第5

公民比較における比較対象給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの	給料月額、給料の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、寒冷地手当

別表第6

民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等従業員
	下半期 (A1)	上半期 (A2)	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		368,203 円
	上半期 (A2)		363,153 円
特別給の支給額	下半期 (B1)		778,883 円
	上半期 (B2)		784,803 円
特別給の支給割合	下半期 ( $\frac{B1}{A1}$ )		2.12 月分
	上半期 ( $\frac{B2}{A2}$ )		2.16 月分
年間計			4.28 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

別表第7

職員と国家公務員との給与比較

その1 民間従業員の給与との比較に用いる平均給与月額の比較 (令和3年4月)

(単位:円)

職員区分		平均給与月額	給料(俸給)の月額	地域手当	扶養手当	諸手当
国家公務員		407,153	325,827	40,922	9,273	31,131
本県職員	減額措置前	373,845	338,981	5,867	9,557	19,440
	減額措置後	363,911	334,590	789	9,557	18,975

(注) 1 平均給与月額等は「令和3年国家公務員給与等実態調査」及び「令和3年職員給与実態調査」によるものである。

2 国家公務員の平均年齢は43.0歳、本県職員の平均年齢は43.9歳である。

3 本県職員の上段は特例条例による減額措置前の額であり、下段は特例条例による減額措置後の額である。

その2 ラスパイレス指数

区 分	国	本県
令和2年4月	100	99.0

(注) 1 上記指数は、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者とこれに相当する本県職員の給料月額について、国家公務員を100とし、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により比較したものである。

2 地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は97.7である。

## (2) 職員の給与等に関する勧告

### ① 期末手当

#### ア 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### a 令和3年12月期の支給割合

###### (a) 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.175月分（再任用職員にあつては、0.65月分）とすること。

###### (b) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.975月分（再任用職員にあつては、0.55月分）とすること。

##### b 令和4年6月期以降の支給割合

###### (a) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分）とすること。

###### (b) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

#### イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### a 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

##### b 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

#### ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### a 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

##### b 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

### ② 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、アのb、イのb及びウのbについては、令和4年4月1日から実施すること。

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

#### ◎ 受理件数、判定件数等

R 3年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切 り件数	R 4年度 繰越件数
0	0	0	0	0

#### ◎ 主な受理案件の概要

--

### 4 不利益処分に関する審査請求の状況

#### ◎ 受理件数、判定件数等

R 3年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切 り件数	R 4年度 繰越件数
2	1	0	0	3

#### ◎ 主な受理案件の概要

懲戒処分に関する審査請求
--------------